

令和3年第2回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	令和3年6月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和3年6月11日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	閉会	令和3年6月11日	10時16分	議長	重松一徳	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席0名 (欠員1名)	1番	中村絵理	出	8番	河野保久	出
	2番	天本勉	出	9番	鳥飼勝美	出
	3番	松石健児	出	10番	大山勝代	出
	4番	大久保由美子	出	11番	品川義則	出
	5番	末次明	出	12番	松石信男	出
	6番	栗野久明	出	13番	重松一徳	出
会議録署名議員		11番	品川義則	12番	松石信男	
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 井上克哉		(係長) 長野周次		(書記) 川添紫
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	松田一也		まちづくり課長		井上信治
	副町長	酒井英良		定住促進課長		山田恵
	教育長	柴田昌範		建設課長		古賀浩
	総務企画課長	熊本弘樹		会計管理者		寺崎博文
	財政課長	平野裕志		教育学習課長		今泉雅己
	税務課長	酒井智明		福祉課参事		中牟田文明
	住民課長	毛利博司		こども課保育園長		佐藤定行
	健康増進課長	藤田和彦		産業振興課参事		山本賢子
	福祉課長	吉田茂喜		まちづくり課図書館長		城本直子
	こども課長	亀山博史		建設課参事		権藤貞光
産業振興課長	柳島一清					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 委員会の閉会中の継続審査の件（付託議案第22号） |
| 日程第2 | | 委員会の閉会中の継続審査の件（請願第1号） |
| 日程第3 | | 総務文教常任委員長報告（付託議案第18、24号） |
| 日程第4 | | 厚生産業常任委員長報告（付託議案第19、20、21、23、24、25、26号） |
| | 討論・採決 | |
| 日程第5 | 議案第18号 | 第5次基山町総合計画基本計画の変更について |
| 日程第6 | 議案第19号 | 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第20号 | 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第21号 | 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第23号 | 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第24号 | 令和3年度基山町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第25号 | 令和3年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第26号 | 令和3年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 意見書第1号 | 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 |
| 日程第14 | 意見書第2号 | 東京オリンピック・パラリンピックを中止し、新型コロナ対策に全力を挙げることを求める意見書 |
| 日程第15 | | 所管事務等の調査について（総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、議会運営委員会） |

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る8日から休会中の本会議を開議します。

5日の松石信男議員の一般質問の中での答弁に誤りがあります。中牟田福祉課参事から訂正の申出がありますので、発言を許可します。中牟田福祉課参事。

○福祉課参事（中牟田文明君）

6月5日の松石信男議員の一般質問において、ワクチン接種の時期についての御質問がありました。「年度末に」ということで御回答申し上げましたけれども、「年内12月まで」に修正をお願いしたいと思います。大変御迷惑をおかけしました。

日程第1 委員会の閉会中の継続審査の件（付託議案第22号）、日程第2 委員会の閉会中の継続審査の件（請願第1号）

○議長（重松一徳君）

それでは、日程第1. 委員会の閉会中の継続審査の件（付託議案第22号）、日程第2. 委員会の閉会中の継続審査の件（請願第1号）を一括議題とします。

総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

初めに、総務文教常任委員長に申出の理由について説明を求めます。末次総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（末次 明君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員長の末次でございます。

閉会中の継続審査の申出書を令和3年6月11日、重松議長宛てに提出いたしました。それについて御説明をさせていただきます。

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第74条の規定により申し出します。

1. 事件。請願第1号 亀の甲ため池に関する請願書。
2. 理由。当委員会としては、十分な審査をするには、請願者と町執行部への意見聴取、

現地調査等が必要になるために、継続審査することに決定いたしました。

何とぞよろしくお願いいたします。

以上で総務文教常任委員会の継続の申出を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員長の説明を求めます。松石健児厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（松石健児君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

厚生産業常任委員長の松石です。

閉会中の継続審査の申出書を令和3年6月11日、重松議長宛てに提出いたしました。それについて説明をさせていただきます。

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定しましたので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

1. 事件。議案第22号 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正について。請願第1号 亀の甲ため池に関する請願書。

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正については、亀の甲ため池に関する請願書と関連の事件であり、当委員会としては十分な審査をするには請願者と町執行部への意見聴取、現地調査等が必要であるために継続審査とすることに決定いたしました。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

説明が終わりました。

継続審査申出に対し、質疑はありませんか。品川議員。

○11番（品川義則君）

両委員長から継続審査の申出がありましたけれども、我々議員は、その内容についてはほぼ分かっていると思いますけれども、町民の皆様は大事な議案と、それから町民の請願権という非常に重要な案件でありますので、説明がありますような請願書と議案との関連、どういふところが関連しているのか。それから、委員会での継続審査になった経緯、それからこの請願書はどれぐらいに結論を出されるのか、その日程等がお分かりになれば御説明をお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

どちらの委員長に質問ですか。（「両委員長にお願いします」と呼ぶ者あり）

それでは、まず最初に末次総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（末次 明君）（登壇）

品川議員の御質問にお答えいたします。

当6月議会の冒頭において、亀の甲水利組合より、亀の甲ため池に関する請願書が提出されました。当委員会の中でも十分に審査いたしました。やはり執行部と、それから今回の請願書の中の内容に相違があるということで、委員会の中ではなかなか決着をつけられないということでありましたので、ここは十分な審査が必要でありますので、執行部にもう一度お立会いの上で水利組合の役員の皆様に出席していただいて、そこで十分に調査して、さらに今回の5,000万円の費用というものがどれくらいあるかということも現地で確認しなくてはいけないということで、継続審査するということになっておりますが、総務文教常任委員会の中では所管外でございますので、なかなかそういうところに入っていきませんので、今回の継続審査にするという形になっております。

以上で終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、松石健児厚生産業常任委員長、お願いいたします。

○厚生産業常任委員長（松石健児君）（登壇）

御質問にお答えします。

まず今回、請願第1号によって亀の甲ため池に関する請願書が提出されております。この請願内容については3つ出ておまして、まず一点、今後、ため池管理の継続及び中山間地農業振興の観点から組合に対する負担金を免除されること。2、集中豪雨の場合において、ため池の急激な水位の上昇を防ぐため、ため池流入部からの逃し水路である公有水面の拡充（改修）を実施すること。それと、3番目に、ため池の所有権移譲に伴う登記事務を不動産登記法第116条の規定により嘱託登記として基山町が実施すること、この3点が挙げられております。この内容に関して、町執行部のほうからの答弁等と請願者の方の内容に関しまして相違点がありますので、委員会のほうとしては地方自治法第109条第8項に基づき、委員会は議案について継続審査とすることができるという条文がありますので、これに基づき継続審査とさせていただきます。

なお、今後の日程については、総務文教常任委員長と協議を図りまして、できれば6月下旬から7月上旬ぐらいまでに聯合審査として協議を進めてまいりたいと思っております。

以上で御説明に代えさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

説明……。〔「いや、ちょっと訂正がある」と呼ぶ者あり〕末次総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（末次 明君）（登壇）

先ほどの私の発言で一部訂正がございます。

工事費5,000万円と申しましたが、正確には4,000万円ぐらいでございますので、その辺、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（重松一徳君）

品川議員、いいでしょうか。品川議員。

○11番（品川義則君）

厚生産業常任委員長から詳しく説明いただきましたけれども、議案第22号と請願書の関連ということについてはまだ御説明がないようですので、よろしく願いいたします。

○議長（重松一徳君）

松石健児厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（松石健児君）（登壇）

議案第22号 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正について、本定例会で審査を行いました。この内容に関しては、分担率について説明がありますけれども、請願書の内容に関しては、この分担金について免除されるような要望が出ております。この点について相違が発生しておりますので、継続審査とさせていただきたいということで申し出させていただきました。

以上で追加の説明をさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

なしと認めます。

お諮りします。厚生産業常任委員長から申出のとおり、議案第22号は閉会中の継続審査と

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、議案第22号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、お諮りします。総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長から申出のとおり、請願第1号は閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、請願第1号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第3 総務文教常任委員長報告、日程第4 厚生産業常任委員長報告

○議長（重松一徳君）

それでは、日程第3．総務文教常任委員長報告、日程第4．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。末次総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（末次 明君）（登壇）

それでは、引き続き総務文教常任委員会審査報告をいたします。

総務文教常任委員会審査報告書。

議案第18号 第5次基山町総合計画基本計画の変更について

議案第24号 令和3年度基山町一般会計補正予算（第3号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、6月9日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第18、24号は原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、議案第18、24号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第18号 第5次基山町総合計画基本計画の変更について

基本計画の変更要旨についてただしたところ、基山町総合計画は、まちづくりの指針となる大局的な10か年の計画であり、第5次総合計画の中間年度である令和2年度に進捗状況を検証し、近年の社会情勢の変化に対応した中間検証を行い見直したとの説明を受けた。

今回の見直し内容は、令和2年7月に実施した町民満足度調査の結果から、重要度の高い項目の具体的な施策に、「防災意識の啓発活動や防災教育」、「様々な状況に応じた避難所

運営」、「一人暮らし高齢者の実態把握と適切なサービス提供」、「新型コロナウイルスの感染拡大に迅速で適切な対応・対策」を追加したとのことであった。

見直し項目以外に、満足度調査の中で重要度が向上している「基山発」、「交通基盤整備」、「情報公開」なども、今後は注視して取り組むべきではないのかとただしたところ、総合計画審議会にて毎年結果の分析をして第5次計画の充実と第6次に向けた取組をしていきたいとのことであった。

当委員会としては、喫緊の課題を解決するためには、今回の満足度調査などを含む町民の声を反映するとともに、町として町民にアピールしたい計画目標を織り込んでいくよう提案した。

議案第24号 令和3年度基山町一般会計補正予算（第3号）中歳入全般及び歳出所管分
歳出

（2款1項6目18節） 総務費 総務管理費 企画費 負担金補助及び交付金500万円
参画市町村シティプロモーション共同基盤事業及び地方創生推進
交付金事業「恋人の聖地」デジタルシティプロモーション事業全
般について

参画市町村シティプロモーション共同基盤事業負担金の意義についてただしたところ、全国参画18市町村が一体となった事業の核となる共同基盤事業の負担金であるとの説明があった。また、参画することにどのようなメリットがあるのかとただしたところ、町で事業の選択ができ、幅広く適用できるとの説明であった。委員の中からは、補助の有無が事業選定の基準になるのではないかと指摘については、町として実施したい事業を遂行するために工夫、検討した結果として補助金が増えてきているとの回答であった。

今回、13事業は各課から上がってきた事業を精査採択し、昨年から実施している観光誘客連携事業は、きのくに祭りやふれあいフェスタ等での既存事業での活用を図っているとのことであった。

当委員会としては、事業費用の多くが委託料として計上されており、職員育成の観点からも全面的に委ねることなく自前でできるものは役場職員で行うよう提案した。

（10款2項1目） 教育費 小学校費 基山小学校管理費6,435万3,000円
基山小学校大規模改造事業

基山小学校の教室不足に対応するための改造工事であるが、現行の基山小学校校舎内での

教室増設は限度がある。一方、若基小学校の児童数減少問題も大きな課題となっている。町としては、教室不足は近い将来は児童数も減少が見込まれているので、教室の改修等で対応できると考えるとのことであった。若基小学校の小規模特認校制度を使うことで解消策になるのかとただしたところ、いろんな方策を検討して校舎の増築は最後の手段であると思っ
ているとの回答であった。

当委員としては、定住促進で若者子育て世代を増やそうとしているのであれば、余裕を持って児童を迎えられる体制を整えるため、現行校舎の改修だけでなく、若基小学校の活用や基山小学校敷地内に教室を増設するなど、抜本的な取組を現段階から講じていく必要があるのではないかと提案をした。

(10款4項1目12節) 教育費 社会教育費 社会教育総務費 委託料 キャンプ場運営
改善事業委託料100万円

基山町キャンプ場の運営について、キャンプブームや個人での利用者増加に対応した利用促進を図るため、具体的な改善及び改良点の提案をプロポーザル方式や一般競争入札で受け
るための業務委託であるとの説明を受けた。どのような利用層に的を絞るのか、キャンプ以
外の付加価値をつけて利用者を増やしていけないのか、どのような規模で実施するのかとた
だしたところ、基本的には利用者を増やすために現行施設の修繕や利用方法の改善を考
えており、大規模な改修等ではないとの回答であった。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。松石健児厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（松石健児君）（登壇）

厚生産業常任委員会の審査を報告させていただきます。

議案第19号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部改正について

議案第20号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正について

議案第21号 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第23号 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第24号 令和3年度基山町一般会計補正予算（第3号）中歳出所管分

議案第25号 令和3年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第26号 令和3年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）

本委員会は、6月7日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第19、20、21、23、25、26号は原案を可決すべきもの、議案第24号は一部を別紙のとおり修正可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第21、23、24号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第21号 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

今回、重度精神障害者も医療費助成の対象として拡充され、精神科への通院、精神科以外への通院、一般病床等への入院医療費が助成されることとなった。

医療費助成の対象範囲が拡充されることは、障害者福祉の充実に寄与することである。重度心身障害者への医療費助成の支払い方法について、現在は償還払いとなっているが、現物給付に移行できない理由はあるのかただしたところ、佐賀県は医療費での支払いの混乱を防ぐため、県内一律に移行させたいという考えを提示している。しかし、他市町によっては医療費の増加を懸念する声や国庫負担金の減額措置があるため統一することが難しい状況であるとの説明を受けた。

当委員会としては、医療費の支払い方法について、他市町と十分協議を行い、現物給付に早期移行できるように取り組むこと、また医療費助成の範囲についても対象者に分かりやすい説明を行うよう提案しました。

議案第23号 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

今回の条例改正は、当該駐車場に不法改造車両の駐車を確認したが、条例に駐車制限に関する規定がなく排除に困窮したことに起因します。今後の管理はどのような方法で行っていくのかただしたところ、条例改正後は、より円滑な管理が可能だと考えているため、今後も直営で管理をしていきたいとの説明を受けた。

当委員会としては、安全性を担保するためにも定期的な管理を行うとともに、民間委託を含め管理向上に努めるよう提案いたしました。

議案第24号 令和3年度基山町一般会計補正予算（第3号）中歳出所管分

歳出

（2款1項7目12節） 長野1号線外交通安全施設測量設計業務委託料501万6,000円

(2款1項7目14節) 交通安全施設工事2,248万9,000円

事業内容についてただしたところ、町道長野1号線、2号線における通学路の安全確保のカラー舗装工事と同2号線道路脇水路への転落防止の蓋かけ工事である。工期は11月から翌年3月末を予定しているとの説明を受けた。対象道路は幅員が狭い箇所や配管工事後などにより舗装面も状態が悪化している。カラー舗装だけでなく一体的な道路整備計画を立てて実施する必要があるのではないかとただしたところ、補修等は同時に実施していきたいが、幅員拡張、舗装整備に関しては、現在管理計画を立案中であり、その中で進めていきたいとの説明を受けた。

当委員会としては、道路の一時的、部分的な改修工事は、その地域住民に不満を募らせることになるので、今後分かりやすい説明を行っていくよう提案いたしました。

(4款1項2目12節) 予防費 委託料2,816万7,000円

新型コロナウイルスに関して、ワクチン接種状況、集団接種貸切りバスの利用状況等についてただしたところ、現在65歳以上の予防接種状況は約85%である。今後は16歳から59歳の基礎疾患があり接種を希望する住民や60歳から64歳の住民に接種を拡大していく。接種者への貸切りバスは今後も継続していきたいとの説明を受けました。

当委員会としては、各対象者別の接種券発送時期や申請開始日、接種開始日など、決まり次第、迅速かつ公平で分かりやすい案内を行うこと、65歳以上で未接種者に適切な配慮を行い、促進に努めること、集団接種期間中は接種後のアナフィラキシー等にも配慮するとともに、貸切りバスを継続し、運行時間の検証も行うよう提案いたしました。

(6款1項5目18節) 負担金補助及び交付金

亀の甲ため池整備事業負担金54万円に関しては、議案第22号、請願第1号を継続審査としたことに伴い、関連予算の修正案を提出することとしました。

続きまして、次のページですけれども、別紙、議案第24号に対する修正案の説明をさせていただきます。

議案第24号 令和3年度基山町一般会計補正予算(第3号)の一部を次のように修正いたします。

第1条中歳入歳出の補正について、「2億612万6,000円」を「2億572万4,000円」に減額40万2,000円、また歳入歳出合計「75億3,269万8,000円」を「75億3,229万6,000円」に改めます。

次に、第1表. 歳入歳出予算補正の一部を次のように改めます。この枠内の内容を順に説明させていただきます。

内容に関しまして、歳入歳出それぞれの補正箇所についての読み上げは、款項目と補正予算額の修正前から修正後、続いて補正後予算額の修正前から修正後の順に進めさせていただきます。

なお、歳入歳出の補正額は14款予備費の増額を除き、全て減額となります。

まず、歳入です。

12款. 負担金及び分担金「20万2,000円」を「ゼロ円」に、「3,211万8,000円」を「3,191万6,000円」に、2款1目分担金「20万2,000円」を「ゼロ円」に、「20万2,000円」を「ゼロ円」に。

21款. 町債「3,940万円」を「3,920万円」に、「4億5,404万4,000円」を「4億5,384万4,000円」に。

12款1目. 町債「3,940万円」を「3,920万円」に、「4億5,404万4,000円」を「4億5,384万4,000円」に。

歳入合計「2億612万6,000円」を「2億572万4,000円」に、「75億3,269万8,000円」を「75億3,229万6,000円」に。

続いて歳出です。

6款. 農林水産業費「97万2,000円」を「43万2,000円」に、「9,172万1,000円」を「9,118万1,000円」に。

6款1項. 農業費「マイナス9万5,000円」を「マイナス63万5,000円」に、「8,199万5,000円」を「8,145万5,000円」に。

14款. 予備費「171万3,000円」を「185万1,000円」に、「1,783万6,000円」を「1,797万4,000円」に。

14款1項. 予備費「171万3,000円」を「185万1,000円」に、「1,783万6,000円」を「1,797万4,000円」に。

歳出合計「2億612万6,000円」を「2億572万4,000円」に、「75億3,269万8,000円」を「75億3,229万6,000円」に修正いたします。

続いて、次のページ。

第2表. 地方債修正の一部を次のように改めます。

起債の目的。農村地域防災減災事業。限度額「20万円」を「ゼロ円」に。

起債の方法、利率、償還の方法の文言を削除いたします。

なお、次のページからは事項別明細書の関連する内容になっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で委員会の審査報告並びに修正案の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、質疑を終結します。

討論、採決を行います。

日程第5 議案第18号

○議長（重松一徳君）

日程第5. 議案第18号 第5次基山町総合計画基本計画の変更についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第18号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第18号は可決されました。

日程第6 議案第19号

○議長（重松一徳君）

次に、日程第6. 議案第19号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第19号を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第19号は可決されました。

日程第7 議案第20号

○議長（重松一徳君）

次に、日程第7．議案第20号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第20号を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第20号は可決されました。

日程第8 議案第21号

○議長（重松一徳君）

日程第8．議案第21号 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第21号を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第21号は可決されました。

日程第9 議案第23号

○議長（重松一徳君）

日程第9. 議案第23号 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第23号を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚
生産業常任委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第23号は可決されました。

日程第10 議案第24号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 議案第24号 令和3年度基山町一般会計補正予算（第3号）に対する討論を行
います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第24号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決、厚生産業常任
委員長の報告は修正可決です。

お諮りします。本案を厚生産業常任委員長報告のとおり修正可決することに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第24号は修正可決されました。

次に、議案第24号のうち、ただいま修正議決した部分を除く原案の部分について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く原案の部分について、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって修正議決した部分を除く原案の部分は修正可決されました。

日程第11 議案第25号

○議長（重松一徳君）

日程第11. 議案第25号 令和3年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第25号を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第25号は可決されました。

日程第12 議案第26号

○議長（重松一徳君）

日程第12. 議案第26号 令和3年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第26号を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第26号は可決されました。

日程第13 意見書第1号

○議長（重松一徳君）

日程第13. 意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。意見書第1号を原案どおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって意見書第1号は採択と決定しました。

日程第14 意見書第2号

○議長（重松一徳君）

日程第14. 意見書第2号 東京オリンピック・パラリンピックを中止し、新型コロナ対策に全力を挙げることを求める意見書を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。意見書第2号は原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

起立少数と認めます。よって意見書第2号は不採択と決しました。

日程第15 所管事務等の調査について

日程第15. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長及び議会運営委員長より提出されました別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により、本件を承認と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

今期定例会に付議されました事件は全て議了しました。

以上をもちまして令和3年第2回基山町議会定例会を閉会します。

～午前10時16分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 重 松 一 徳

基山町議会議員 品 川 義 則

基山町議会議員 松 石 信 男